

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>II 銀行監督上の評価項目 II-2 財務の健全性等 II-2-2 統合的なリスク管理等 II-2-2-2 早期警戒制度</p> <p>銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、銀行の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった銀行に対しては、以下の①から③の対応等を行うこととする。</p> <p>① 当局における分析 基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、銀行が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。</p>	<p>II 銀行監督上の評価項目 II-2 財務の健全性等 II-2-2 統合的なリスク管理等 II-2-2-2 早期警戒制度</p> <p>銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる持続可能な収益性と将来にわたる健全性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、銀行の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった銀行に対しては、以下の①から③の対応等を行うこととする。</p> <p>① 当局における分析 基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、銀行が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>② 対話を通じた課題の明確化と共有 構築した仮説に基づき、銀行の自己評価を十分に踏まえながら、当局と銀行との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。</p> <p>③ 改善に向けた監督・対話 共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う。</p> <p>(注1) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する銀行に対し、上記①から③の監督上の対応等を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>なお、銀行による改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっては、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認するものとする。</p> <p>(注2) 個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しては、上記①から③の取り組み方を基本としつつも、銀行の規模・特性等に応じた対応を行う</p>	<p>② 対話を通じた課題の明確化と共有 構築した仮説に基づき、銀行の自己評価を十分に踏まえながら、当局と銀行との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。</p> <p>③ 改善に向けた監督・対話 共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う。</p> <p>(注1) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する銀行に対し、上記①から③の監督上の対応等を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>なお、銀行による改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっては、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認するものとする。</p> <p>(注2) 個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しては、上記①から③の取り組み方を基本としつつも、銀行の規模・特性等に応じた対応を行</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ことに留意する。</p> <p><u>Ⅱ－２－３ 収益性</u></p> <p><u>Ⅱ－２－３－１ 意義</u> <u>銀行がその金融機能を適切に発揮するためには、経営の健全性の維持及び一層の向上が必要であり、継続的な収益性の改善へ向けた取組みがなされることが重要である。</u></p> <p><u>Ⅱ－２－３－２ 主な着眼点</u> <u>収益性を適切に分析・評価する管理態勢を整備し、その分析・評価内容に基づき業務再構築への取組みを行う等収益管理態勢が整備されているか。例えば、</u> <u>(１) 経営陣は、業務純益、経常利益、当期利益等の量的指標、及び、利鞘、ROA、ROE、OHR等の効率を表す指標等を参考に、また、管理会計を用いて、自行の収益性を総合的に分析・評価しているか。</u> <u>(２) 収益管理態勢の改善に組織的に取り組むため、役職員の権限と責任分担の明確化等が図られているか。</u></p> <p><u>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</u> <u>(１) 収益性に関するオフサイト・モニタリングのデータ及び決算状況表</u></p>	<p>うことに留意する。</p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>等に基づき、収益性の状況を常時把握し、分析等を行う。</u></p> <p><u>(2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、Ⅱ－２－２－２①から③の対応等を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u> <u>(収益性改善措置)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ－２－３ 持続可能な収益性と将来にわたる健全性</u></p> <p><u>Ⅱ－２－３－１ 意義</u></p> <p><u>人口減少や高齢化の進展等により経営環境の厳しさが増す中において、銀行が地域における金融仲介機能を継続的に発揮するためには、各行において、持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたる健全性を確保することが必要である。</u></p> <p><u>たとえ、足下では一定の健全性を維持していても、恒常的に収益が悪化すれば、将来の財務内容の懸念につながるため、足下の実態に止まらず、持続可能な収益性・将来にわたる健全性についてモニタリングを行い、早め早めの経営改善を促していく必要がある。</u></p> <p><u>Ⅱ－２－３－２ 主な着眼点</u></p> <p><u>継続的に金融仲介機能を発揮していくため、持続可能な収益性と将来にわ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>たる健全性を確保する態勢が整備されているか。例えば、</u></p> <p><u>(1) 経営陣は、的確な現状分析に基づき、時間軸を適切に意識し、実現可能性のある経営戦略・計画を策定・実行しているか。</u></p> <p><u>(2) こうした経営戦略・計画の策定・実行に当たって、銀行の実情に応じ、例えば、収益性や健全性等に係る定量的指標、管理会計その他の財務・経営分析、リスクアペタイト・フレームワーク等の経営管理の枠組み等を活用しながら、経営戦略・計画の妥当性の検証や見直し等を行っているか。</u></p> <p><u>(3) また、経営施策の実施状況について、PDCA サイクルの実践を通じて、目標未達の要因を分析し、これを踏まえた改善対応策を策定・実施しているか。</u></p> <p><u>(4) 取締役会（社外取締役を含む）は、経営陣による上記の取組みに対して、実効的な規律付けを行うべく、ガバナンスを発揮しているか。</u></p> <p><u>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</u></p> <p><u>(1) 収益性や各種リスク情報に関するオフサイト・モニタリングデータ及び決算状況表等に基づき、持続可能な収益性と将来にわたる健全性の状況を常時把握し、分析を行い、改善が必要と認められる銀行に関しては、Ⅱ－２－２－２①から③の対応等を行う。具体的には、以下の</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>(2) から (4) の3つのステップを段階的に実施し、最終的な対応を検討・実施する。</u></p> <p><u>(2) 例えば、貸出金・預金利息、有価証券利息配当金、役務取引等利益、経費等について、足下の傾向が継続すると仮定し、将来の一定期間（概ね5年以内）のコア業務純益（除く投資信託解約損益）や、ストレス事象を想定した場合の将来の自己資本の状況について決算期毎に確認する。これらが一定の水準を下回る銀行等に対して、下記（3）の対応を行う。</u></p> <p><u>(3) 銀行自らが経営計画等において想定する将来の収益や自己資本の見通しに関して、前提条件（地域の経済状況や顧客基盤の見通し）、銀行が実施中・実施予定の経営改善に関する施策とその効果（トップラインの増強、経費削減、増資等）、将来発生が見込まれる費用（本店建替・償却、システム更改費用、固定資産の減損、繰延税金資産の取崩し、信用コスト等）、有価証券の益出し余力、配当政策、ストレステストの結果（ストレスシナリオ含む）等の観点から、顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益やそれを構成する内訳にも着目しつつ、ヒアリングを実施し、見通しの妥当性について検証する。</u></p> <p><u>その際、銀行が自らの経営理念・経営戦略に照らし、どのような金融仲介機能を発揮しようとしているか等を踏まえ、将来の収益・費用の見通しが盛り込まれた経営計画等がその考え方と整合的になっているか、経営計画等を実行するために必要な人的資源が十分に確保・育成・活用</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>されているか等について留意して検証する。</u></p> <p><u>(4) (3)の結果、例えば、将来の一定期間(概ね5年以内)に、コア業務純益(除く投資信託解約損益)が継続的に赤字になる、または最低所要自己資本比率を下回ることが見込まれる等、持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要と認められる銀行に対しては、必要に応じ、法第24条に基づく報告徴求、または、法第25条に基づく検査を実施し、業務運営やガバナンスの発揮状況等について深度ある検証を行い、必要な業務改善(注1)を促す。更に、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>(「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」改善措置)</u></p> <p><u>(注1) 店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化を含む収益改善施策、資本増強、社外流出の抑制及びこれらを確実に履行するための経営管理態勢の確立等。</u></p> <p><u>(注2) ヒアリングや検査を行うに当たっては、当局担当者の先入観に基づく対話にならないよう、また、対話が一方的な指導にならないよう、銀行の意見を十分に踏まえ、理解を得ながら行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注3) 上記の検証に際しては、</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>① <u>経営計画等に掲げた当期純利益や配当を維持するため、含み益のみを実現し含み損の処理を先送りしているため、今後、早期（例えば5年以内）に含み益が枯渇し、当期純利益が赤字になり多額の含み損を抱える状況に陥ってしまわないか、</u></p> <p>② <u>有価証券運用のあり方等が、例えば、表面上高収益を計上しているものの、含み損益の動向や中長期のテールリスク等を考慮すれば実質的には収益とリスクのバランスが取れていないなど、将来の経営を圧迫する要因となっていないか、 についても確認する。</u></p>